

学校・幼稚園・保育所・認定こども園感染症の診断及び意見書

(保護者記載)

氏名 _____

1. 診察の結果、次の病気（○印）と診断しました。
2. 発症日（令和 年 月 日）を0日目として、下記の基準に従って出席停止を指示します。
3. 「出席停止期間の基準」を満たし、健康状態が良くなりましたら登園・登校が可能です。

| 種類 | ○印 | 病名 | 出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない) |
|-----|--------|---------------------------------|--|
| 第2種 | | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで |
| | | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| | | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| | | 結核 | 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで 登園(校)可能日：令和 年 月 日 |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| 第3種 | | コレラ | |
| | | 細菌性赤痢 | |
| | | 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| | | 腸チフス | |
| | | パラチフス | |
| | | 流行性角結膜炎 | |
| | | 急性出血性結膜炎 | |
| | | (下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの) | |
| | 溶連菌感染症 | 抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよくなるまで | |
| | 手足口病 | 発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで | |
| | 伝染性紅斑 | 発疹のみで全身状態がよくなるまで | |
| その他 | | RSウイルス | 咳・痰などの呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで |
| | | ヒトメタニューモウイルス | 咳・痰などの呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで |
| | | 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れるまで |
| | | その他の感染症（ ） | 症状が改善し、全身状態が良くなるまで |

【注】「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナをいいます。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____